

たらぎ

新たな一歩、
ようこそ新1年生

2022
5
No.640



玉串奉奠を行う吉瀬町長

令和5年9月の移転開校に向け 多良木中学校建築工事安全祈願祭

4月7日、多良木中学校の旧多良木高校跡地への移転に伴う、校舎建築工事の安全祈願祭が開催されました。

吉瀬町長はじめ設計監理業者の桜樹会・古川建築事務所、施工業者の味岡・丸昭建設工事共同企業体や、町議会議員、地元選出県議会議員などが参列され、工事の安全を祈願しました。

本格的に工事が始まりますが、工事現場はもとより、地域住民の安全第一で工事を進めてまいります。



左から宮本取締役副社長、宮本代表取締役社長、吉瀬町長、塚本副町長

宮本電機株式会社 町へ寄附金を贈呈

多良木町の誘致企業である宮本電機株式会社（代表取締役社長 宮本厚氏）から、町の青少年健全育成事業のために使ってくださいと寄附金をいただきました。

創業50周年を迎えられ、地場企業として地域の皆さまに支えられ、成長できた感謝の気持ちとして寄附されたものです。

今回のご寄附誠にありがとうございます。有効に活用させていただきます。



瀬戸隊員 矢ヶ井隊員



金隊員 中島隊員

まちづくりの発展に向けて 企業雇用型地域おこし協力隊 4名へ辞令交付

企業雇用型地域おこし協力隊の4名に、吉瀬町長から4月1日付けで辞令が交付されました。

地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において地域外の人材を受け入れ、地域の課題解決や魅力PRなどの活動を行いながら、その地域への移住・定住を図る総務省の取組です。

本町では、地方創生事業に取り組みされている事業所に地域おこし協力隊の運営業務を委託しています。

隊員の任期は概ね1年、最長3年です。

本町に着任された方は次のとおりです。

シビレ株式会社
中島 健太 隊員
金 哲 隊員

一般財団法人
たらぎまちづくり推進機構
矢ヶ井 那津 隊員
瀬戸 飛鳥 隊員

これから、よろしく願います。

熊本県葉たばこ耕作組合表彰

熊本県葉たばこ耕作組合並びに熊本県葉たばこ共進会表彰が行われ、本町から7名が表彰されました。

この共進会は、優良葉たばこの生産意識を高め、品質の向上を図り、葉たばこ生産を主体とした農業経営の安定を目的として開催されています。

受賞された皆さま、誠にありがとうございます。

▽優秀耕作者賞（敬称略）
▽総代金優秀者の部
田中 英一（多1区の1）
中村 一浩（黒10区）
宮田 順平（久6区）
▽1kg当り代金優秀者の部
松嶋 憲一（多1区の2）
愛甲 芳憲（多1区の1）
▽優秀団体賞
▽優秀総代区の部
久米総代区

▽特別賞
▽永年耕作者の部
田山 直実（多7区の1）
古川 博義（久7区）



辞令を受けた下村さんと吉瀬町長

固定資産評価審査委員会委員に選任 下村さんへ辞令交付

4月1日、役場応接室で町固定資産評価審査委員会委員に選任された下村良孝さん（多2区の2）へ吉瀬町長から、辞令が交付されました。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳についての審査申出などを中立的・専門的な立場から審査および決定などの事務を行います。

任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。

- 02 Taragi Town Topics
- 06 私たちのまちの家計簿
- 11 令和4年度 多良木町助成事業一覧
- 15 障がいのある方へ各種手当があります
- 16 すこやかだより
- 17 国民年金インフォメーション
- 18 教育委員会だより
- 19 国税だより
- 20 Information
- 22 多良木町職員名簿
- 23 くらしのカレンダー
- 24 多良木町選挙管理委員会からのお知らせ
- 26 社協だより



左から松嶋さん、田中さん、吉瀬町長

たばこ優良耕作者を讃え 生産者2名が町長賞を受賞

3月25日、令和3年度多良木支部耕作者大会（熊本県たばこ耕作組合多良木支部主催）で町長賞を2名が受賞されました。

この表彰は、葉たばこの生産者に対して、各部門ごとに優秀な成績を収めた方に授与されるものです。

受賞者は次のとおりです。（敬称略）

【1kg当り代金優良者の部】
松嶋 憲一（多1区の2）
【売渡し代金優良者の部】
田中 英一（多1区の1）

受賞された皆さま、誠にありがとうございます。

令和4年度 多良木町消防団辞令交付式 退職分団長感謝状贈呈式



退職される前分団長

4月3日、役場駐車場において、多良木町消防団辞令交付式および退職分団長感謝状贈呈式が行われました。新型コロナウイルス感染症対策として、新部長・班長・運転手は代表者のみの参加となりました。



新分団長

新入団員を代表して、第7分団第1部の北崎有為さんが「良心に従って忠実に消防の義務を遂行します」と宣誓しました。

町民の安心・安全を守るため、総員408名での消防団活動がスタートしました。

また、退職された消防団員の皆さま、永年の消防団活動大変お疲れさまでした。

【退職分団長】（敬称略）		【新分団長（隊長）】（敬称略）	
前4分団長	林田 貴浩	4分団長	石崎 慎弥
前5分団長	斉藤 誠	5分団長	藏坐 一人
前6分団長	川邊 亮一郎	6分団長	愛甲 賢治
前9分団長	宮崎 寛人	9分団長	源嶋 大祐
前10分団長	菅野 元則	10分団長	野尻 誠
前12分団長	犬童 則明	12分団長	渕田 憲之
		女性隊長	松尾 祐奈
		【指導員】（敬称略）	
4分団2部	林田 貴浩	5分団1部	斎藤 誠
6分団1部	川邊 亮一郎	9分団1部	宮崎 寛人
10分団1部	菅野 元則	12分団1部	犬童 則明

消防団長・副団長へ辞令交付



左から塚本副町長、福屋副団長、杉野団長、吉瀬町長

3月31日、役場応接室にて令和4年3月31日の任期満了に伴う、消防団長、副団長の辞令交付式が行われました。引き続き消防団長へ就任される杉野博昭さんへ町長から辞令が交付され、副団長へ就任される福屋博喜さんへ団長から辞令が交付されました。

団長からは、「これからも地域の安心・安全のため消防団の充実に努めて参ります」と述べられました。

4年間お世話になります。

新たな一歩、ようこそ新1年生 小・中学校で入学式

4月上旬、町内の小・中学校で入学式が行われました。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、参加者を制限しての開催となりました。

新入生は、新しい環境に少し緊張しながらも、これから始まる学校生活に胸を弾ませ、元気な笑顔を見せていました。

各小中学校入学者

多良木中	86名
多良木小	27名
黒肥地小	20名
柳野分校	1名
久米小	7名



多良木中学校



多良木小学校



久米小学校



黒肥地小学校



柳野分校

農地等利用の最適化を推進 農業委員と農地利用最適化推進委員の改選

任期満了に伴う農業委員会委員の改選が行われ、令和4年4月1日付けで、農業委員10名、農地利用最適化推進委員10名が新しく委員になりました。

新たな体制で、担い手への農地利用集積や集約、遊休農地発生の防止など、農地等の利用の最適化を推進していきます。

また、令和4年3月31日付けで退任された委員におかれましては、大変お疲れ様でした。

新【農業委員】

・田中 英一（会長）	・田嶋 英功（会長職務代理者）
・本田 茂	・川邊 優二
・北崎 義郎	・川越 恭子
・源島 伸次	・井上 成二
・福屋 豊	・中村 一浩
・舟守 隆	・星原 幸広
・松岡 忠治	・猪口 秀利
・岩野 満	・塩塚 一博
・尾方 隆博	・中神久一郎
・武藤 和弘	・西野 幹秀
・新【農地利用最適化推進委員】	

【退任された委員】

元農業委員

・西 辰郎	・田山 俊博
・益田 良則	・児玉 ちさ子
・荒瀬 次光	・黒木 康徳
・小田 康宣	

元農地利用最適化推進委員

・加藤征一郎	・林田 裕司
・岩崎 正行	・一ノ瀬 武久
・上原 晃弘	・原田 幹男

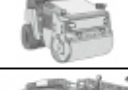
（敬称略）

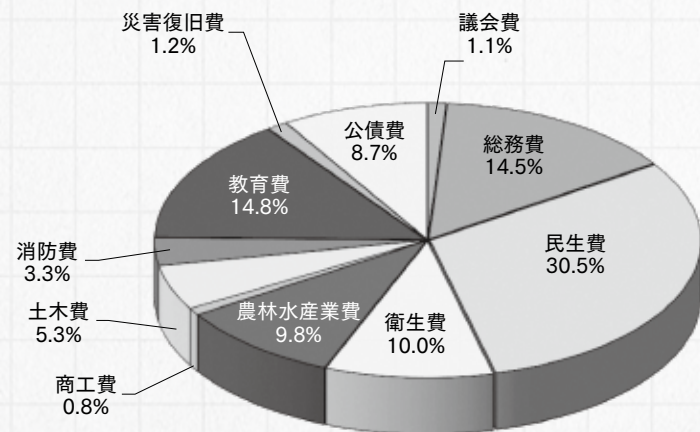


新農業委員、新農地利用最適化推進委員の皆さん

歳 出

(単位：万円)

区 分 科 目		予算額 A		支出済額 B		支出率
		金 額	構成比	金 額	構成比	B/A
議 会 費 議会の開催など		7,551	0.9%	7,317	1.1%	96.9%
総 務 費 施設管理・電算・広報など		145,725	17.8%	100,024	14.5%	68.6%
民 生 費 福祉事業など		226,266	27.6%	211,134	30.5%	93.3%
衛 生 費 こみ処理・住民検診など		73,869	9.0%	69,419	10.0%	94.0%
農 林 水 産 業 費 農地、森林整備など		73,421	9.0%	67,602	9.8%	92.1%
商 工 費 商工業の振興、観光など		6,207	0.8%	5,912	0.8%	95.2%
土 木 費 道路、河川の整備		54,048	6.6%	36,535	5.3%	67.6%
消 防 費 消防活動、災害対策など		27,165	3.3%	22,912	3.3%	84.3%
教 育 費 各学校の管理など		108,151	13.2%	102,185	14.8%	94.5%
災 害 復 旧 費 道路、農地、林道の復旧		33,323	4.1%	8,557	1.2%	25.7%
公 債 費 借金の返済		61,927	7.6%	60,125	8.7%	97.1%
予 備 費		673	0.1%	0	0.0%	0.0%
合 計		818,326	100.0%	691,722	100.0%	84.5%



支出済額 69 億 1,722 万円の構成

支出率は 84.5% で、歳入と同様に工事等に伴う歳出については、出納閉鎖前に支出予定となっています。

私たちのまちの家計簿



令和3年度下半期 町の財政事情

1 収入および支出の概況

本町の令和3年度下半期（令和4年3月末日現在、予算については3月補正後）において、各会計ごとの収入および支出の状況は次のとおりです。

一般会計 予算額総額 81 億 8,326 万円

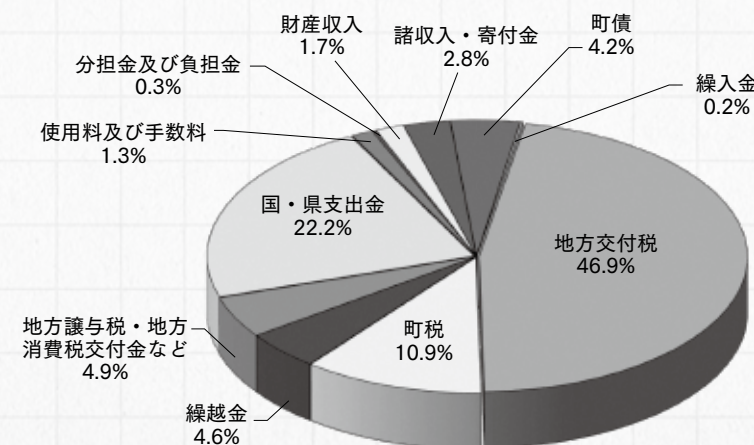
地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、他の特別会計で計上される以外のすべての経費を処理しています。

令和3年度は当初予算額 74 億 7,500 万円に 11 回の補正を行い、7 億 826 万円を追加しています。

歳 入

(単位：万円)

区 分 科 目		予算額 A		収入済額 B		収入率
		金額	構成比	金額	構成比	B/A
町 税	町民の方々から納付して頂いた税金	75,998	9.3%	78,698	10.9%	103.6%
地 方 譲 与 税	国が国税として徴収し、一定基準によって町に譲与される税	9,188	1.1%	9,526	1.3%	103.7%
利 子 割 交 付 金 等	預金利子等の所得に対し分離課税される県民税収入から町に交付されるもの	1,266	0.2%	1,469	0.2%	116.0%
地方消費税交付金	消費税から地方消費税として町へ交付されるもの	22,550	2.8%	22,550	3.1%	100.0%
環 境 性 能 割 交 付 金	自動車取得税交付金の廃止に伴い、自動車取得時に賦課される自動車税環境性能割の一部が交付される	263	0.0%	488	0.1%	185.6%
地方特例交付金	地方税の減税に伴う減収額を補てんするため国から交付	1,553	0.2%	1,553	0.2%	100.0%
地 方 交 付 税	町が自主的に行政を執行できるよう国から交付される財源	306,178	37.4%	339,118	46.9%	110.8%
交通安全対策特別交付金	町が交通安全施設の整備を行うため交付	86	0.0%	88	0.0%	102.3%
分担金及び負担金	保育園の保護者負担金等	3,670	0.4%	1,852	0.3%	50.5%
使用料及び手数料	各種施設の使用料等	8,886	1.1%	9,402	1.3%	105.8%
国 庫 支 出 金	国が交付する補助金等	165,392	20.2%	114,622	15.8%	69.3%
県 支 出 金	県が交付する補助金等	95,987	11.7%	46,376	6.4%	48.3%
財 産 収 入	町有林の間伐木売払収入等	12,609	1.5%	12,291	1.7%	97.5%
寄 附 金	ふるさと応援寄附金や町民の方からの寄附金等	12,496	1.5%	12,565	1.7%	100.6%
繰 入 金	基金等からの繰入金	1,271	0.2%	1,271	0.2%	100.0%
繰 越 金	前年度繰越金	33,274	4.1%	33,274	4.6%	100.0%
諸 収 入	健康診断個人負担金等雑収入	9,249	1.1%	7,790	1.1%	84.2%
町 債	国などから借りた借金等	58,410	7.2%	30,100	4.2%	51.5%
合 計		818,326	100%	723,033	100%	88.4%



収入済額 72 億 3,033 万円の構成

主な収入済額は、地方交付税 33 億 9,118 万円、町税 7 億 8,698 万円、地方消費税交付金 2 億 2,550 万円で、全体の収入率は 88.4% となっています。なお、国県支出金や町債など工事等に伴う歳入については、出納閉鎖 (5 月 31 日) 前に収入予定となっています。

3 公営事業の経理の状況（上水道事業会計）

令和4年3月末日における上水道事業会計の経理の状況は、次のとおりです。

収益的収入および支出					資本的収入および支出				
区 分		予算額 A	収支済額 B	B/A	区 分		予算額 A	収支済額 B	B/A
収入	水道事業収益	17,040	18,292	107.3%	収入	資本的収入	167	284	170.1%
	内訳 営業収益	15,391	16,598	107.8%		企業債	0	0	—
	営業外収益	1,649	1,694	102.7%		出資金、負担金	0	117	100.0%
支出	水道事業費用	16,567	15,104	91.2%	支出	補助金	167	167	100.0%
	内訳 営業費用	15,135	13,898	91.8%		資本的支出	10,196	8,739	85.7%
	営業外費用	1,432	1,206	84.2%		内訳 建設改良費	5,461	4,004	73.3%
	特別損失	0	0	0.0%		企業債償還金	4,735	4,735	100.0%

※資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。

4 財産、公債および一時借入金の現在高

公有財産の状況

令和4年3月末日における公有財産の状況は、次のとおりです。

項 目		土地㎡	建 物	
			延面積㎡	棟数
行政財産	本 庁 舎	13,037	5,133	11
	その他の施設	2,217	2,143	18
	公共 小 学 校	75,472	14,946	29
	中 学 校	74,088	10,806	20
	公 営 住 宅	68,704	19,873	123
	公 園	26,145	315	11
	そ の 他	224,746	21,907	92
	山 林	491,278		
	計	975,687	75,123	304
普通財産	宅 地	47,635	911	11
	山 林	11,945,866		
	原 野	461,820		
	そ の 他			
計		12,455,321	911	11
合 計		13,431,008	76,034	315

●行政財産

地方公共団体において公用または公共用に供し、または供する事と決定した財産

●普通財産

行政財産以外の一切の財産（行政財産と異なり、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、間接的に町の行政に貢献させるため、管理处分がされるべき性質のもの）

公債現在高の状況 公債現在高総額（一般会計及び特別会計） 71 億 5,814 万円

一般会計（借入先別）

借入先		元金	令和2年度 末現在高	令和3年度 発行予定額	令和3年度 償還元金	差引現在高
1 政 府 資 金	財政融資資金	454,234	449,573	74,270	48,926	479,578
	簡易生命保険資金等	4,662	4,662	0	1,080	3,582
	地方公共団体金融機構	96,892	96,892	1,640	9,197	89,335
3 市 中 銀 行		0	0	0	0	0
4 その他の金融機関		10,990	10,990	0	0	10,990
5 共 済 等		3,700	3,700	0	0	3,700
6 そ の 他		0	0	0	0	0
合 計		565,816	565,816	75,910	58,123	583,603

特別会計

会計	元金	令和2年度 末現在高	令和3年度 発行予定額	令和3年度 償還元金	差引現在高
下水道事業特別会計		145,820	500	14,109	132,211
合 計		145,820	500	14,109	132,211

※万円単位以下を四捨五入で表示しているため差引現在高に誤差が生じる場合があります。

一時借入金現在高の状況

令和4年3月末日現在	一時借入金現在高	なし
------------	----------	----

●一時借入金

会計年度中に一時的に収支の不均衡を生じ、歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために地方公共団体が借り入れる借入金をいう。

一時借入金は、予算には歳入として計上しないものであり、その会計年度の歳入をもって、その会計年度において、償還しなければならない。

特別会計予算額合計 34 億 5,865 万円

特定の事業を行うときなどに経理を他の会計と区別する必要があるとき法律や条例に基づいて設置しています。

●国民健康保険特別会計

国民健康保険事業の歳入歳出等の財務に関する会計

●後期高齢者医療特別会計

75歳以上の方及び65歳以上の一定以上の障がいのある方への医療サービスを提供するための会計

●介護保険特別会計

介護保険事業の歳入歳出等の財務に関する会計

●久米財産区特別会計

区有林経営事業の円滑な運営とその経理の適正化を図るために設置

●下水道事業特別会計

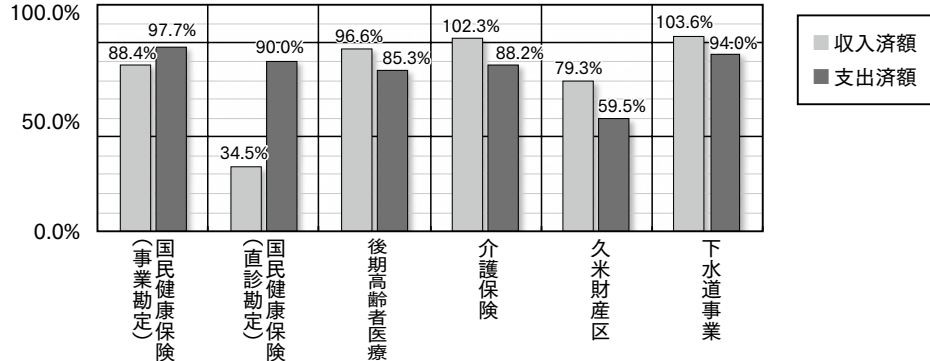
下水道事業の円滑な運営とその経理の適正化を図るために設置

各特別会計収支状況

（単位：万円）

会計名	予算額	収入済額		支出済額	
		収入率		支出率	
国民健康保険特別会計（事業勘定）	138,699	122,602	88.4%	135,553	97.7%
国民健康保険特別会計（直診勘定）	833	287	34.5%	750	90.0%
後期高齢者医療特別会計	16,109	15,555	96.6%	13,738	85.3%
介護保険特別会計	158,852	162,546	102.3%	140,030	88.2%
久米財産区特別会計	1,650	1,309	79.3%	982	59.5%
下水道事業特別会計	29,722	30,791	103.6%	27,927	94.0%
合 計	345,865	333,090	96.3%	318,980	92.2%

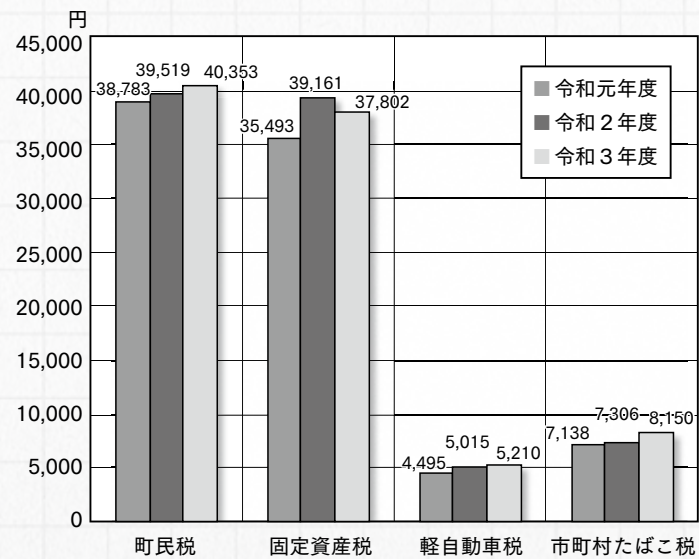
予算額に対する収支割合



2 住民負担の状況

令和3年度の住民一人当たりの町税の負担額 91,515 円

令和4年3月末日における町税全体（国民健康保険税を除く）の調定額は8億1,943万円で、これを多良木町の人口8,954人（令和4年3月31日現在）で割ると、住民一人当たり91,515円となります。



●町民税

一人当たり 40,353 円

個人及び法人等に対し「所得割」または「均等割および所得割もしくは法人税割の合計額」によって賦課される税

●固定資産税

一人当たり 37,802 円

固定資産（土地、家屋及び償却資産）に対し賦課される税

●軽自動車税

一人当たり 5,210 円

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対し賦課される税

●市町村たばこ税

一人当たり 8,150 円

たばこの製造者等が、製造たばこを小売業者に売り渡す場合において賦課される税

令和4年度多良木町助成事業一覧

多良木町の助成事業について概要を掲載しています。対象や内容などにつきましては記載している他にも条件や一部例外などもありますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。

住まいに関する助成事業

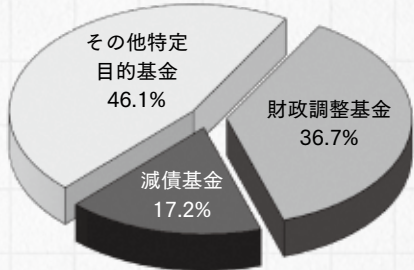
事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
住宅リフォーム事業補助金	本町の住民基本台帳に記録されている者または登録を予定している者	居住している建物や貸家目的に所有している建物の維持および機能向上のために行う増改築、模様替えなどで10万円以上の工事に対する補助	補助対象工事費の20% (上限20万円)	令和5年2月28日まで ※予算がなくなり次第終了	建設課 (上下水道係) ☎42-1259
浄化槽設置整備事業補助金	下水道処理区域外の一般世帯	合併処理浄化槽を設置する場合、または既設の単独処理浄化槽を撤去して設置する場合の整備に対する補助	5人槽 502,000円～		
戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金	住宅の所有者で町税などを滞納していない者	耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅などに耐震設計・改修・建替えなどを行う費用に対する補助	最高100万円。 ただし、助成内容により補助率が変わるため、事前相談が必要	令和4年10月末 ※予算がなくなり次第終了	建設課 (建設係) ☎42-1259
耐震診断事業補助金	原則として住宅所有者	県内にある戸建木造住宅のうち、住宅所有者が現に住んでいるもので、昭和56年5月31日以前に着工した住宅等に対し、耐震診断を行うための補助	上限136,000円		
土砂災害危険住宅移転促進事業補助金	土砂災害危険住宅に居住しているもの	土砂災害特別警戒区域等に存する建築物で住宅用（賃貸住宅を除く）に供するものからの移転にかかる経費の補助	上限額300万円。 ただし、条件によって最高額330万円	随時、相談受付。 ※予算がなくなり次第終了	
交通等支障木伐採除去事業補助金	支障木の所有または管理する者	町内の道路などに繁茂し、通行の妨げになる樹木の伐採に要する費用に対する補助	補助対象の1/2以内 上限10万円		
木材需要拡大促進事業補助金	町内で自ら居住するための住宅を新築する者（建設後、町内に定住する者を含む）	多良木産材を使用し、多良木町の業者により新築することで、町内の木材利用促進につなげるための補助	木材価格の50% 上限100万円	令和5年2月28日まで ※予算がなくなり次第終了	農林整備課 ☎42-1267
家庭用生ごみ処理容器等設置事業補助金	町内に居住する家庭の生ごみを処理するために処理容器等を購入する者	生ごみの処理を目的とする容器等を町内の販売店等で購入し、設置する費用に対する補助 処理容器 1世帯2台まで、 処理機 1世帯1台まで	補助率50% (千円未満切捨)上限 処理容器 3,000円/台 処理機 30,000円/台	令和5年2月28日まで ※予算がなくなり次第終了	住民ほけん課 (保健衛生係) ☎42-1100
自然災害等による被害復旧事業補助金	10万円以上の工事等であり、町内の業者を利用して、修繕工事などを行なう者	暴風や豪雨などの自然現象により、被害を受けた住宅などの修繕工事などに要する経費の補助	補助対象工事費の20% 上限20万円	※修繕工事などを行う前に、事前審査が必要	危機管理防災課 ☎42-1262

5 基金の状況

令和4年3月末日における基金の状況は、次のとおりです。（単位：万円）

区 分	令和2年度 末 現 在 高	令和3年度 積立予定額	令和3年度 取崩予定額	令和3年度 末 見 込 額
財 政 調 整 基 金	107,969	167	0	108,136
減 債 基 金	50,519	202	0	50,721
その他特定目的基金	101,078	34,836	0	135,914
合 計	259,566	35,205	0	294,771

基金の構成



6 町の借入金及び預金

町の借入金は、令和3年度末予定で一般会計及び特別会計を合わせると71億5,814万円となり、前年より4,178万円増加しており、住民1人当たり79.9万円となります。

また、町の預金は、令和3年度末予定で29億4,771万円となり、前年より3億5,205万円増加しており、住民1人当たり32.9万円となります。

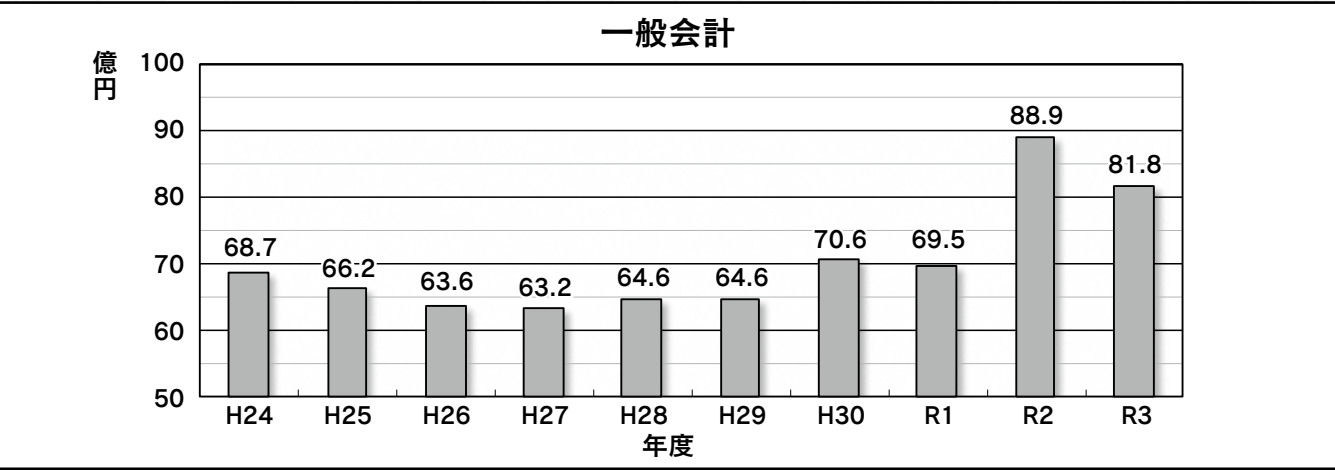
借入元金現在高 (公債現在高)	預金残高 (基金残高)
1人当たり 79.9万円	1人当たり 32.9万円

令和4年3月31日現在人口：8,954人

7 町の予算10年間の推移

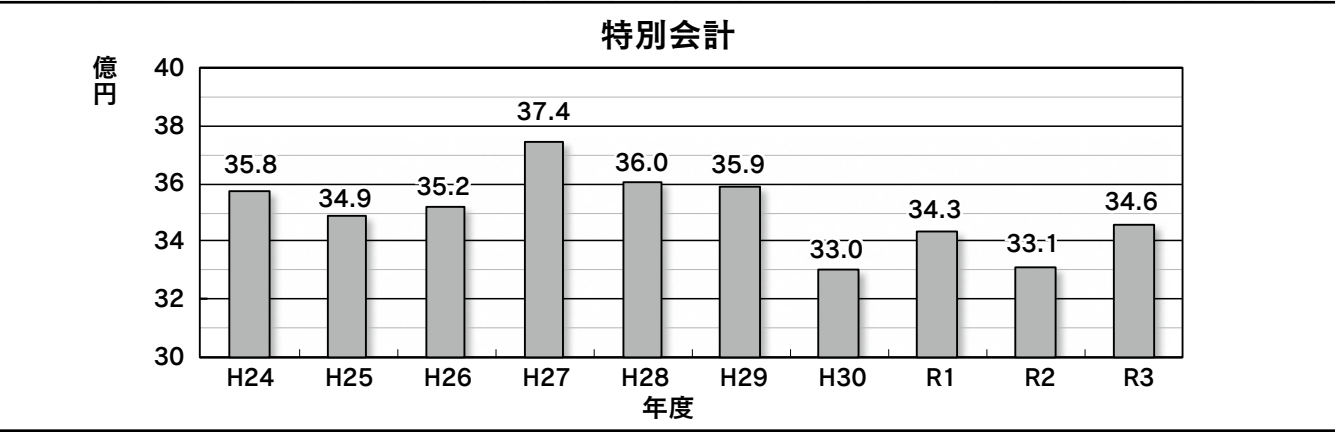
令和3年度の予算額（令和4年3月末日現在）は、一般会計で81億8,326万円、特別会計を合わせると、116億4,191万円で、前年より5億7,255万円減少しています。

一般会計予算の総額は、対前年比7億907万円の減額となりますが、主な減額の要因としては、前年度に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金事業を行ったことなどが挙げられます。



特別会計には、国民健康保険（事業勘定）、国民健康保険（直診勘定）、介護保険（H12～）、後期高齢者医療、久米財産区、下水道事業の6つの事業会計（上水道公営事業を除く）があります。

特別会計予算の総額は、34億5,865万円で対前年比1億3,652万円の増額となりますが、主な増額の要因としては、国民健康保険（事業勘定）における、保険給付費の増額などが挙げられます。



医療に関する助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
新生児聴覚検査	出産時に町内に住所のある妊婦が出産した新生児	出生後に産婦人科で受けた聴覚検査費用を助成。検査の種類は AABR または OAE 検査	1 人あたり 1 回のみ 上限 7,000 円	委託産婦科へ事前に受診票を提出	住民ほけん課 (保健衛生係) ☎ 42-1100
おたふくかぜワクチン予防接種費用助成	町内に住所のある小学校に入学する前までの幼児	事前に同意書を提出。おたふくかぜワクチン接種後、申請によって償還	1 人あたり 2 回を限度 上限 6,160 円	予防接種後 3 ヶ月以内	
鍼灸施療費支給事業	町内に住所のある者	事前の申請により、鍼灸治療費の一部を助成	1 日 1 回かつ 年 36 回まで 1 回 500 円	通年	
風しん予防接種助成事業	妊娠を希望する女性および同居家族	県の風しん抗体価検査で予防接種を勧められた者。風しん抗体価検査で抗体価が 16 倍未満の者に対して助成	上限 1 万円	予防接種後（年度内）	
妊婦健康診査費助成	町内に住所のある妊婦	妊婦健康診査 14 回分を助成	指定内容の 14 回分	健診毎に受診票を病院に提出	
妊婦歯科健康診査費助成	町内に住所のある妊婦	妊娠中に受けた歯科健康診査費用を助成	妊娠中 1 回のみ 無料	委託歯科医院を受診の際、歯科健康診査票を提出	



子育てに関する助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
出生祝い金	町内に住所のある保護者で、引き続き町内に 3 年以上居住することを確約し、生まれた子どもは出生時に多良木町の住民であること	町民の定住と人口増を目指し、活気あふれた多良木町を築くための助成	第1・2子:10万円 第3子:15万円 第4子:20万円 第5子以降:25万円 うち、5万円は多良木町商工会商品券	出産日から 60 日以内	福祉課 (子育て支援係) ☎ 42-1255
高等学校等通学費助成金	多良木町から人吉球磨地域の高等学校などに公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者など	通学の経済的負担を減らし、子育て環境の整備や魅力ある地域づくりの推進を図るための助成	通学定期券として購入した額の 3 分の 1	定期券購入日の翌日から 90 日以内	
子ども医療費助成金	町内に居住する 0 歳から 18 歳までの子ども	子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成を図るため、子どもの医療費を助成	医療費の自己負担分 ※ただし、窓口無料となる方と申請後に償還される方がいます	保険医療機関で診療を受けた日が属する月の末日から起算して 6 ヶ月以内	
保育料子育て支援軽減助成金	3 歳未満の保育園入園児で、国の軽減対象とならない第 1 子	保育園についての経済的負担を軽減するための助成	町基準額保育料の 20%軽減	申請の必要なし	

農林商工などに関する助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
農林商工担い手就業祝い金	農林商工業の中で新たな事業主または現事業主の後継者（50 歳以下）で各年で概ね 200 日以上主たる生業として従事している者	将来、多良木町の中核的な担い手を目指す町内に住所のある者に就業祝い金として町からお祝い金を支給	50万円または条件により30万円	通 年	産業振興課 (農業振興係、商工業振興係) ☎42-1252 農林整備課 (林業振興係) ☎42-1267
中小企業振興補助金	町内の中小企業者など	工事・店舗等の敷地造成および構築物の設置。高度化設備などに対する補助	対象事業費の 15%以内 上限 450 万円 正規雇用者が 50 人以上の場合は 1,350 万円	年 3 回 (4 月末日・7 月末日・10 月末日)	産業振興課 (商工業振興係) ☎42-1252
空き家・空き店舗等活用事業補助金	小売業者、IT 関連産業、飲食業またはサービス業	町内の空き家・空き店舗などを活用し、新規に出店するための改修や、空き家などの所有者が新規出店を可能にするために自ら改修するための自主改修の補助。ただし、3 年以上継続して営業するもの	対象事業費の 2 分の 1 以内で 上限 100 万円	年 3 回 (4 月末日・7 月末日・10 月末日)	

障がいのある方へ 各種手当があります

●障害児福祉手当

▷対象

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする 20 歳未満の在宅の方 ※施設入所中や障がいによる年金を受給している方は対象外

▷支給 月額 14,850 円

(2 月、5 月、8 月、11 月にそれぞれ前月分までの 3 か月分)

●特別障害者手当

▷対象

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする 20 歳以上の方 ※施設入所中や病院に 3 ヶ月を超えて入院している方は対象外

▷支給 月額 27,300 円

(2 月、5 月、8 月、11 月にそれぞれ前月分までの 3 か月分)

●特別児童扶養手当

▷対象

20 歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養育している父母。または父母に代わり養育している方

▷支給 ① 1 級 一人につき月額 52,400 円

② 2 級 一人につき月額 34,900 円

(4 月、8 月、11 月にそれぞれ前月 (11 月は当月) までの 4 か月分)

※各種手当は、所得による支給制限があります。

※令和 4 年 4 月からの手当額です。

問 福祉課福祉係 ☎42-1255

その他の助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
姉妹町研修補助金	5 人以上で北海道南幌町研修を実施する町内の各種団体や住民グループ、町内に事業のある中小企業者	姉妹町北海道南幌町への研修旅行に必要な経費に対する補助	町内に住所のある 12 歳以上の者 1 人につき、年度内 1 回を限度に 2 万円	研修を実施する 15 日前まで	企画観光課 (企画係) ☎42-1257
地域活動支援補助金	行政区	「地域の課題」や「将来の行政区のあり方」について、地域が主体となって取り組む事業に対する補助	補助対象経費の 10 分の 10 以内 上限 10 万円	年 1 回 (4 月頃から 5 月頃を予定)	
高齢者等運転免許証自主返納支援事業	・運転免許証を自主返納した時点で満 70 歳以上の者または疾病等で自主返納された者 ・運転免許証の自主返納日から引き続き、町内に住所のある者	多良木町予約制乗合タクシー乗車無料回数券 多良木町商工会商品券 (条件あり) の交付	乗車無料回数券 24 枚 商品券 1,000 円分	運転免許証を自主返納した日から 1 年以内	
歴史文化遺産保存整備等補助金	文化財管理者および管理団体	歴史文化遺産本体の修繕や周辺環境の改善などの整備に対する補助	①国・県指定は対象事業費の 80% ②町指定は対象経費の 75% (上限有り) ③町登録文化財は対象経費の 50% (上限有り)	※指定文化財の修理は制限があるため、実施前に歴史観光係へ要相談	企画観光課 (歴史観光係) ☎42-1257
教育委員会関係各種大会等出場補助金	町内に住所のある者で、別に定める助成対象となる個人または団体など	各種大会などに参加するための旅行に必要な交通費および宿泊料にかかる実費を補助。宿泊料は、別に定める宿泊料の定額以内とする	助成対象によって助成率が変わるため、要相談	※出場する大会などが分かり次第、申請前に社会教育係へ要相談	生涯学習課 (社会教育係) ☎42-1266
公民分館整備事業補助金	公民分館	公民分館の新築工事、増築工事、改築工事、下水道排水設備工事、多良木町下水道計画区域外の公民分館の合併浄化槽設置工事に対する補助	①新築、増築、改修は対象経費の 20% (上限 100 万円) ②運動広場整備工事は一律 50,000 円など	改修や増築など計画前に社会教育係に要相談	

年金相談会の日程について

会場および開催日

多良木町多目的研修センター 1 階 管理人室

○ 6 月 1 日 (水) ○ 6 月 15 日 (水) ○ 6 月 29 日 (水)

○ 7 月 13 日 (水) ○ 7 月 27 日 (水)

相談会スケジュール

6 月							7 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1 多良木	2	3	4						1	2
5	6 人吉	7	8 錦	9	10	11	3	4 人吉	5	6 錦	7	8	9
12	13 人吉	14	15 多良木	16	17	18	10	11 人吉	12	13 多良木	14	15	16
19	20 人吉	21	22 錦	23	24	25	17	18 海の日	19	20 錦	21	22	23
26	27 人吉	28	29 多良木	30	29 昭和の日		24	25 人吉	26	27 多良木	28	29	30

○ 多良木会場 多良木町多目的研修センター 1 階 管理人室

○ 人吉会場 人吉市東西コミュニティセンター ○ 錦会場 錦町社会福祉協議会 (温泉センター)

予約について

* 年金相談会は完全予約制です。

《電話受付時間》

月曜日	午前 8 時 30 分～午後 7 時	※ 祝日の場合は、火曜日
火～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	
第 2 土曜日	午前 9 時 30 分～午後 4 時	

※ キャンセルされる場合は、必ずご連絡をお願いします。

【予約先】 日本年金機構八代年金事務所 お客様相談室 ☎ (0965) 35-6123

■ 予約方法は 2 通り

電話で予約する場合

お手元に年金手帳をご準備ください

↓

八代年金事務所 ☎ (0965) 35-6123 へ
自動音声案内に従って番号を押してください

↓

(①を押す) 年金請求・受取・相談のご予約

↓

(②を押す) 年金相談のご予約や、その他の
ご用件または職員にご用の方

↓

お客様相談室へつながります

ダイヤル回線の方や、操作方法または
お問い合わせ先がご不明な場合は、
番号を押さずそのままお待ちください。

窓口で予約する場合

お手元に年金手帳をご準備ください

↓

市町村役場担当窓口を訪問

↓

年金相談予約申し込み票に
ご記入ください

↓

窓口へ提出して、予約日時を
ご確認ください

■ 来訪相談のご予約は、「予約受付専用電話」からも予約ができます。

予約相談の実施時間帯

月曜日	午前 8 時 30 分～午後 6 時	※ 祝日の場合は、火曜日
火～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 4 時	
第 2 土曜日	午前 9 時 30 分～午後 3 時	

* 予約相談希望日の 1 ヶ月前から前日まで受付。

* ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

☎ (0570) 05-4890

問 八代年金事務所 ☎ (0965) 35-6123 住民ほけん課 ☎ 42-1256

あなたも元気に始めてみませんか？



いきいき
百歳体操



どんな体操なの？

「おもり」を手首や足に付けて、座って行う 40 分程度の体操です。
本町でも、4 地区で実施されています。

どんな効果があるの？

筋力がつきます。筋力がつくと、身体が軽く感じ、動きやすくなります。
また、バランス能力も高まり、転倒しにくい身体になるので、骨折や寝たきりになるのを
予防できます。

どれだけすればいいの？

週 1 回～2 回程度行いましょう。
運動してから、2 ～ 3 日筋肉の疲れをとった方が、筋力がつきやすいといわれています。

今から筋力ってつくの？

90 歳を超えても、運動を継続することで、筋力・運動能力は上がります。
大切なのは、無理をすることなく続けることです。

百歳体操を始めるには？

原則として、地区住民の方が自主的に活動をしていくことが前提です。
少人数での実施も可能です。その中で、以下のことを支援していきます。

- ・ 希望する地区への百歳体操の説明会の実施
- ・ 百歳体操実施方法の指導 (4 回目まで)
- ・ DVD の提供、おもり・椅子・DVD プレーヤー・TV の貸し出しも可能
- ・ 体力測定の実施 (初回、3 か月後、1 年後)

問 福祉課 高齢者支援係 ☎ 42-1255

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶 予 制 度 が あ り ま す

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、次の猶予が認められる場合があります。お早めに所轄の税務署（徴収担当）へご相談ください。

また、税務署でのご相談を希望される場合は、「3密」防止のため、事前にお電話でのご予約をお願いします。

区分	申請による換価の猶予 (国税徴収法第 151 条の 2)	納税の猶予 (国税通則法第 46 条)
要 件	次の要件にすべて該当するときは、延滞税が軽減の上、猶予が認められます。 ①国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。 ②納税について誠実な意思を有すると認められること。 ③猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。 ④納付すべき国税の納期限から 6 か月以内に申請書が提出されていること。 <u>※既に滞納がある場合や滞納となつてから 6 か月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第 151 条）が受けられる場合もあります。</u>	次のような個別の事情がある場合は、延滞税が軽減または免除の上、猶予が認められることがあります。 ＜具体例＞ ①新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合 ②納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療などに伴う費用 ③納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額 ④納税者の方が営む事業について、利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額
申 請 方 法	1 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。 なお、提出には郵送（様式は国税庁HPから入手可能）またはe-Taxをご利用ください。 2 収支状況などの確認のため、帳簿などの書類の準備をお願いします（書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。）。	

※ 猶予制度に関する国税庁ホームページの掲載場所

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

（上記のサイトは右のコードからもご覧になれます。）



問 人吉税務署 ☎23-2311（※自動音声案内）

教育指導員のご紹介

多良木町教育委員会では、本年度教育指導員を配置しています。

多良木町内各小・中学校の学力向上や生徒指導に関するアドバイス、また、各種研修会の企画立案等教育全般に渡る仕事に携わりますので、よろしくお願いします。

本年度からお世話になります。多良木町の小・中学校の教育に関わることができていることを嬉しく思っています。どうぞよろしくお願いします。



吉村 英亀
指導員

地域人権教育指導員のご紹介

多良木町教育委員会では、本年度も地域人権教育指導員を配置しています。

各地区での人権教育や人権啓発等に活用していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和3年度は大変お世話になりました。
今年度も多良木町の人権教育・啓発の推進に全力で取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。



榊原 秀明
指導員

さよならグレース先生！

2年間、町内の小中学校のALTとして英語を教えていただいたグレース先生が、3月で多良木町を離れられることになりました。

Hello, Taragi!

Thank you for all the memories. I enjoyed my stay here a lot. Everyone was so friendly. When I visited local shops like Café Rosy+ and Ikeda meat shop (even at the convenience stores!), the staff were always so welcoming.

I hope the students enjoyed English class because I had so much fun. You were all so energetic and that made each day a new experience there were days when you were not excited about English, but you still did your best. So, thank you for trying! It's important to believe I yourself because we all do. Thank you all and I won't forget everyone!

多良木町の皆さん、こんにちは！

たくさんの思い出をありがとうございました。多良木町で過ごした日々はとても楽しいものでした。町民の皆さんはとても親切で、Café Rosy+（カフェロージー）や池田精肉店（コンビニもですが）に行くと、いつも優しく接してくださいました。

私自身、英語の授業がとても楽しかったので、児童・生徒の皆さんも同じように楽しんでくれたのではないかなと思っています。児童・生徒の皆さんはとても活気に満ちていて、毎日新しい経験をさせてくれました。英語に関心がないのではないかと感じることもありましたが、皆さんが最善を尽くしてくれたことに感謝しています。そして、これからも自分自身を信じることを忘れないでください。

これまで本当にありがとうございました。皆さんのことは忘れません。

《町からのお知らせ》

無料の出張職業相談会

「ジョブカフェ・球磨ランチ」が球磨地域振興局に開設されています。次の日程で出張相談会が開催されますので、就職活動などにお困りの方はお気軽にご相談ください。

▽日時 5月26日（木）
午後1時～午後4時

▽場所 研修センター 管理人室

▽問合せ先 産業振興課
☎42-1252
ジョブカフェ球磨ランチ
☎22-0555

《県からのお知らせ》

「点訳朗読（音訳）奉仕員養成講座」受講生募集

本講座は、視覚障がい者に対する書籍などの点訳、音訳のサービスを提供するために必要な知識、技術を修得するもので、毎週木曜日に点字図書館で開催します。

詳しくは、熊本県庁ホームページで検索。

▽問合せ先 県障がい者支援課
☎（096）333-2235

繁殖期の野鳥保護および指導取締強化月間

春は野鳥の繁殖期です。野生鳥獣（メジロ、ホオジロなど）の愛がんと飼養目的の捕獲は、鳥獣の乱獲を助長するおそれがあることから許可していません。

なお、熊本県では、5月10日から1か月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲などの防止に取り組んでいます。

▽問合せ先 農林整備課 ☎42-1267
球磨地域振興局森林保全課
☎24-4190

令和4年度狩猟免許試験・更新【免許試験】

6月～9月まで（6回程度）狩猟免許試験の実施を予定

【免許更新の実施時期】
6月～9月まで

免許更新のため講習等の実施を予定

▽対象者 「有効期間が平成34年（または令和4年）9月14日まで」となっている狩猟免許を所持されている方

▽問合せ先 県自然保護課 野生鳥獣班
☎（096）333-2275
球磨地域振興局森林保全課
☎24-4190

18歳から裁判員に

4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、親の同意を得なくても契約ができるようになります。そのほかにも、令和5年からは18歳・19歳の方も裁判員に選ばれる可能性があります。

裁判員に選ばれるまでの流れ

毎年11月ころ	くじで裁判員候補者になられた方へお知らせします
翌年の1月以降	裁判の6～8週間前までに、選任手続期日をお知らせします
選任期日当日	出席された方の中から、くじで裁判員6名を選任します

辞退について
裁判員候補者に選ばれた場合でも、学生であることを理由に裁判員を辞退することが可能です。

Recommended Books

本のおすすめ

多良木町中央公民館図書室
☎0966-42-1263
予約・リクエスト可

Love Books

『ママのゆるコツ事典』
渡辺のぞみ [599円]
子育てに向かう気持ちが軽くなる。何度も読み直したくなる、ママのモチベーションブック。一日一度は役に立つ、222のゆるコツを紹介！ママへのおすすめ本200冊も掲載されており、息抜き＆お役立ちにおすすめです。

『スゴ母列伝』
堀越英美 [280円]
正しい母親になろうとするのではなく、自分を貫くスゴい母たち。黒柳朝（黒柳徹子の母）、桐島章子（桐島洋子の母）、桐島洋子（桐島かれん・ノエル・ローランドの母）、小池恵美子（小池百合子の母）、樹木希林（内田也哉子の母）なども掲載。

『ありがとうって言えたなら』
瀧波 ユカリ [726円]
決して仲のいい母娘じゃなかった。だからこそ今、お母さんに伝えたいことがあるー。余命宣告、実家の処分、お墓や遺影のこと、最後の旅行、そして緩和ケア病棟へ。「母の死」を真正面から描いた、涙なしでは読めないコミックエッセイ。

『いつでも母と』
山口 恵以子 [914円]
二〇一九年一月十八日、山口恵以子さんは最愛の母を自宅で看取った（享年九十一）。いくつもの後悔と色褪せない幸せな思い出。いつでも二人三脚で生きてきた独身の娘と老い衰えていく母の軌跡を綴るメモワール。

交通事故発生状況		2月末現在 (対前年比)	3月末現在 (対前年比)
件数	熊 本 県 内	496 (19)	761 (3)
	多良木署管内	2 (0)	5 (1)
	多良木町内	0 (0)	0 (0)
死者数	熊 本 県 内	8 (2)	12 (1)
	多良木署管内	0 (0)	0 (0)
	多良木町内	0 (0)	0 (0)
傷者数	熊 本 県 内	604 (35)	934 (20)
	多良木署管内	4 (2)	7 (2)
	多良木町内	0 (0)	0 (0)

人 口 の 動 き		3月1日現在	4月1日現在
人 口		9,014 人	8,954 人
	男 性	4,247 人	4,221 人
	女 性	4,767 人	4,733 人
出 生		4 人	6 人
	死 亡	10 人	18 人
転 入		11 人	43 人
	転 出	25 人	91 人
世 帯 数		3,718 世帯	3,709 世帯

《町からのお知らせ》

無料の出張職業相談会

「ジョブカフェ・球磨ランチ」が球磨地域振興局に開設されています。次の日程で出張相談会が開催されますので、就職活動などにお困りの方はお気軽にご相談ください。

▽日時 5月26日（木）
午後1時～午後4時

▽場所 研修センター 管理人室

▽問合せ先 産業振興課
☎42-1252
ジョブカフェ球磨ランチ
☎22-0555

《県からのお知らせ》

「点訳朗読（音訳）奉仕員養成講座」受講生募集

本講座は、視覚障がい者に対する書籍などの点訳、音訳のサービスを提供するために必要な知識、技術を修得するもので、毎週木曜日に点字図書館で開催します。

詳しくは、熊本県庁ホームページで検索。

▽問合せ先 県障がい者支援課
☎（096）333-2235

広島の「黒い雨」に遭われた方へ

広島市の「黒い雨」に遭った11種類の障害を伴う一定の疾病にかかられている方は、被爆者健康手帳を受け取ることができます。

【11種類の障害】
造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害、潰瘍による消化器機能障害

▽問合せ先 人吉保健所 ☎22-3107

令和4年度熊本県調理師試験

▽試験期日 10月29日（土）
▽試験会場 熊本大学 全学教育棟
▽受験資格 中学校卒業以上の学力を持ち、飲食店や給食施設などで2年以上調理業務に従事した経験のある方
▽願書配布 県保健所、県健康づくり推進課など
▽願書受付 6月3日（金）まで
▽提出および問合せ先 （公社）調理技術技能センター
☎（03）3667-1815

特殊肥料「椿油粕」は適正に使用しましょう

特殊肥料として販売されている椿油粕は、農薬として登録されていないため、害虫駆除の目的で使用すると、農薬取締法違反となります。また、椿油粕を肥料として使用する場合も、水を張った水田や用排水路池などに流出しやすい場所では使用を避けてください。

▽問合せ先 県農業技術課
☎（096）333-2381
または最寄りの各広域本部農業普及・振興課まで

《その他のお知らせ》

第34回熊本県シルバー作品展

▽受付期間 6月24日（金）まで
▽展示期間 8月30日（火）～9月4日（日）
▽会場 熊本県立美術館 分館
▽搬入日 7月21日（木）22日（金）
▽搬入会場 熊本県総合福祉センター
▽問合せ先 （二財）熊本さわやか長寿財団
☎（096）354-3083

暮らし安心法律相談

人吉球磨地域にお住まいの方が安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用や不動産の処分・管理、相続、遺言に関する定例相談会や出張相談会を実施しています。

▽相談会日時 6月2日（木）
午後1時30分～午後4時

▽場所 人吉市社会福祉協議会相談室

▽相談申込・問合せ先 多良木町社会福祉協議会
☎42-1112
人吉球磨成年後見センター
☎24-8800

親族後見相談会

後見業務についての悩みや不安を解消するため、相談会を実施します。

▽対象者 親族後見人として活動中の方、親族後見申立を検討中の方など

▽日時 6月16日（木）
午後1時30分～午後4時

▽場所 人吉市総合福祉センター

▽相談申込・問合せ先 人吉球磨成年後見センター
☎24-8800

6月

くらしのカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
母子手帳交付 (午前9時30分～午前11時) ※受付 午前9時15分～ 育児相談(午後1時～午後3時)			1	2 6M健診(R3.11月生)	3	4
5	6	7	8	9 離乳食教室 (R3.12～R4.1月生) 3M健診(R4.2月生)	10	11
12	13 母子手帳交付 育児相談	14	15	16 2歳6M健診(R1.9～11月生) 1歳児歯科健診(R3.5月生)	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27 母子手帳交付 育児相談	28	29	30	ストックヤード開設日 (●えびす広場 ■中山運動広場 ★黒肥地公民館 ▲槻木地区) 【開設時間】 (平日)午前9時～正午、午後1時～午後3時 (土日)午前6時30分～正午	

休日在宅医・当番薬局

■診療時間は、午前9時から午後5時までです。
■当番医の変更などがありますので、受診時は医療機関へご確認ください。

期 日	休日在宅医【6月分】	電 話	休日当番医薬局【6月分】
	東病院（あさぎり町）	4 5－5 7 1 1	岡原けんこう堂薬局（45-6023）
5 日 (日)	岩井クリニック（あさぎり町）	4 9－2 1 8 1	きりん薬局岡原店（45-1280） おかざき薬局（49-2905） さくら調剤薬局医療センター前店（32-9657）
	人吉医療センター小児科（人吉市）	2 2－2 1 9 1	
	犬童耳鼻咽喉科（多良木町）	4 3－0 7 7 7	きりん薬局原田店（42-6900）
12 日 (日)	権頭医院（相良村）	3 6－0 0 0 8	ファークロス薬局多良木いちご（42-6888） 山口薬局（42-2123）
	公立多良木病院小児科（多良木町）	4 2－2 5 6 0	
	こんどう整形外科（あさぎり町）	4 5－6 5 5 5	きりん薬局免田店（49-9120）
19 日 (日)	高田内科医院（錦町）	3 8－3 6 7 7	高階誠心堂錦調剤薬局（38-4940） 五日町薬局（23-6228）
	増田クリニック小児科（人吉市）	2 2－3 5 7 0	
	古城クリニック（水上村）	4 4－0 3 2 1	
26 日 (日)	田中医院（錦町）	3 8－0 0 6 1	クスノキ薬局桜の里店（47-8123） たんぼぼ薬局（23-6170）
	たかはし小児科内科医院（人吉市）	2 4－2 2 2 2	

※当番薬局は都合により変更になる時があります。事前にご確認ください。（5月1日現在）

税目および使用料	担当課	(電話番号)	納期限	口座振替日
軽自動車税	税務課	4 2－1 2 5 4	5 月 31 日 (火)	5 月 25 日 (水)
国民健康保険税				
保育料	福祉課	4 2－1 2 5 5		
住宅使用料	建設課	4 2－1 2 5 9		
上・下水道使用料				

多良木町職員名簿

令和4年4月12日現在

部局	課名等	課長	係 名	主幹・係長	課 員		
町 長 部 局	総務課 (42-6111)	仲川 広人	総 務	金子めぐみ	☆ 西 史子	☆ 北崎 正樹	☆ 吉鶴 光太郎
			管 財	執柄 健一	☆ 尾方 翔	原田 朋奈	
			あさぎり町派遣		★ 松本 和則		
			球磨村派遣		★ 前田 和博		
	危機管理防災課 (42-1262)	椎葉 純	危機管理防災	◎ 大森 博範	佐々木 里奈		
	企画観光課 (42-1257)	林田 浩之	企 画	佐々木 英人	☆ 西 輝樹	福屋 瑠加	★ 平川 博
			歴史観光	永井 孝宏	上村 麻妃	宗像 星磨	
			地方創生推進	兼 佐々木 英人	兼 西 輝樹		
			財団派遣	栃原 誠	才津 宜大		
	税務課 (42-1254)	東 健一郎	固定資産税	星原 由美	沖 敏行	高木 美柚	
			住民税	淵田 美春	☆ 黒木 勇樹	☆ 下田 麻里	塚本 宏
			収 納	執柄 由美	兼 塚本 宏		
			地籍調査	久保 広睦	溝辺 政孝	沖松 保幸	
	住民ほけん課 (42-1256)	岡本 雅博	戸籍住民登録	吉地 美紀	☆ 秋山 宏文	☆ 山本 光一郎	下田 春香
			保険年金	佐藤 愛子	☆ 川口 加奈子	金子 貴範	瀧森 栞
			保健衛生	久保田 大	荒川 秀樹	高田 明宏	緒方 郷介
				和泉 理恵	兼 松下 琢磨	☆ 永井 香子	☆ 東 祐
局	福祉課 (42-1255)	新堀 英治	福 祉	◎ 恒松つぐみ	☆ 山下 哲弥	里田 湧生	大林 遥奈
			子育て支援	大石 尚美	☆ 栃原 英里香	松尾 祐奈	権頭 聖河
			高齢者支援	山村 忍	☆ 松下 琢磨	☆ 草場 薫	兼 山本 美和
					☆ 矢立 志穂	兼 佐々木 里奈	村山 夢志
	産業振興課 (42-1252)	小林 昭洋	農業振興	◎ 竹下 政孝	☆ 新堀 理絵	☆ 多田 哲弥	☆ 上田 和明
			商工業振興	◎ 魚住 雅彦	上村 聡一朗	中村 航大	
	建設課 (42-1259)	林田 裕一	建 設	那須 研太郎	☆ 西 公太朗	☆ 黒木 佑宜	鎌田 紘紀
			上下水道		上田 栄次朗		
				中村 綾子	吉永 泰浩	田中 雄大	坂上 むつみ
					中神 彰仁		
	農林整備課 (42-1267)	水田 寛明	農地整備 林業振興	◎ 長田 憲士 那須 隆二	☆ 山下 義博 ☆ 安藤 弘樹	瀧森 脩平 畠山 治	柳川 智寛
	会計室 (42-1253)	木下 孝二	会 計	上村 由美子	☆ 吉鶴 緑	栗崎 夕菜	
教育委員会	生涯学習課 (42-1266)	黒木庄一郎	学校教育 学校給食	矢立 健 兼 矢立 健	☆ 那須 梢恵 ☆ 藤田 周平	☆ 嶋元 竜也 (42-2035)	☆ 才津 菜穂子
			社会教育	◎ 松山 文子			
				◎ 椎葉 直宏	☆ 上淵 志織	中村 海志	
議会	議会事務局 (42-1265)	浅川 英司	議会事務局	村山 朋美	☆ 山本 美和		
農委	農業委員会 (42-1251)	小田 章一	事務局	赤川 和幸	一川 貴史		

◎・・・主幹 ☆・・・参事 ★・・・再任用（参事）

3月の異動等

○退職者

大石 浩文（元 会計管理者）

早田 靖伸（元 生涯学習課付課長兼指導主事）



左から佐藤教育長、早田氏、大石氏、吉瀬町長、塚本副町長

ご高齢の方や移動が困難な方に対し、以下の取り組みを実施します！

重要なお知らせ

期日前投票期間中に
移動式期日前投票所が
旧投票所を巡回します！

ただし、
旧第7投票所（多良木幼稚園）
旧第8投票所（多良木町役場）
は除きます。

選挙

お知らせ投票用紙

○注意
左記お知らせをお読みください。

・設置中はどの投票所でも投票できます。
・巡回する日程や時間については、
事前に詳しくお知らせします。



これまでの期日前投票所も設置します！



毎回多くの方にご利用いただいている、期日前投票所も設置します！
設置場所はおなじみの**研修センター1階**となります！
期日前投票期間中の午前8時半～午後8時の時間帯にて
毎日開設します！

選挙無料タクシーを運行します！

期日前投票期間から投票日当日までの期間中
ご自宅周辺から投票所まで無料送迎します！
事前に予約が必要となりますが、お気軽にご利用ください！

※ご利用方法は、事前に詳しくお知らせします。



問 多良木町選挙管理委員会 ☎42-6111

多良木町選挙管理委員会からのお知らせ
令和4年7月の参議院議員通常選挙から

選挙の投票所が
3ヶ所になります！

※人口減少に伴う有権者数の減少や投票立会人の確保が困難な
ことから投票所の見直しを行いました。



どの投票所でも投票できます！

- ・投票できる時間は午前7時～午後6時までです。
- ・投票所入場券を忘れた場合でも、選挙権を有していれば投票できます。

※投票所は、選挙時の状況によって場所が変更になる場合があります。

「赤十字運動」にご協力ください

日本赤十字社では、毎年5月を「赤十字運動月間」として、皆さまに赤十字会員への加入をお願いし、年額500円以上の会費のご協力とともに、赤十字の人道的活動へのご理解を求める運動を展開しております。納入いただいた会費は、日本赤十字社熊本県支部に納付し、次のような赤十字活動に役立てられます。

- ・災害救護活動
国内災害現場での医療救護や救護物資の配布など
(令和2年7月豪雨災害では人吉・球磨郡内をはじめ被災地で医療救護や救護物資の配布、こころのケア活動を行う。また、義援金の受付など様々な面から被災者を支援。)
- ・国際活動
海外の紛争や自然災害による被災者に対し、全世界の赤十字社が協力して支援
- ・赤十字講習会
心肺蘇生やAEDの操作方法などの講習等
- ・赤十字ボランティア
県内で約1万6千人のボランティアが災害に備えた訓練や地域の要望に応じた活動を行う
(令和2年7月豪雨災害では、多良木町の地域赤十字奉仕団(町地域婦人会連絡協議



会)も郡奉仕団と連携して、避難所への訪問・声掛け活動、災害ボランティアセンターの運営支援を行う)

・青少年赤十字(JRC)
将来を担う青少年が、赤十字精神を基に自らを育むことを目指して活動

宮崎 桂一(故 美智)	多2区の2
深水 吉人(故 フミカ)	多9区の2
吉鶴 信子(故加藤保子)	多2区の1
竹下 國孝(故 則子)	多3区の2
尾方 幸男(故 ミツ)	久3区
那須 由美子(故 隆芳)	黒8区
山口 信子(故 雄之祐)	多4区の2
松本 ハルノ(故 金廣)	多6区の3
野田 初雄(故 ヨシ子)	多2区の1
渕田 将央(故 千絵)	黒1区
執柄 三千代(故 誠)	久6区

ご寄附へのお礼



多良木町グラウンド・ゴルフ協会(瀬戸山榮二会長)のホールインワン基金より、カムワークたんぽぽとグループホーム若葉園、社会福祉協議会へご寄附をいただきました。

毎回のご寄附、役員をはじめ会員の皆さまのご協力に感謝いたします。

多良木中学校第3学年PTA・卒業生一同より善意の浄財をご寄附いただきました。今回ご寄附いただきました浄財は、町内の福祉事業のために大切に使用させていただきます。本当にありがとうございました。



社会福祉協議会会費納入のお願い ～ともに支えあう福祉の地域づくり～

社会福祉協議会では「誰もが安心して暮らせる福祉の町づくり」を目指して福祉事業を推進しています。社協の地域福祉活動の運営費は、今回お願いする社協会費に加え、皆さまからの寄附金や町補助金、赤い羽根共同募金の配分金により支えられています。毎年ご協力いただいている社協会費は、住民相互の福祉の向上のため、皆さまのご理解のもとに社協の会員として1戸あたり五百円の会費の納入をお願いするものです。

会費は、地区社協、いきいきサロン、ボランティア育成事業、歳末助け合い支援金、老人福祉、障がい児・者福祉、児童・青少年福祉、母子・父子福祉、福祉育成援助活動などの運営費として使用させていただきます。

本年度も地域福祉活動を推進するために、社協会費へのご協力・ご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。



次の方々から社会福祉のためにとご寄附をいただきました。皆さまの温かい善意に感謝申し上げますとともに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。
(敬称略・受付順)